

氏名（本籍） 加畑 奈美（埼玉県）
 学位の種類 博士（音楽）
 学位記番号 甲第16号
 学位授与年月日 令和4年3月19日
 学位授与の要件 学位規則第3条第3項
 学位論文題目 ベートーヴェンのピアノ・ソナタOp. 106の伝承・受容における
 ロンドン原版の意義—演奏史とエディション比較を踏まえた考察をもと
 に—

学位論文等審査委員

| | | | |
|--------|-----|-----|------------------|
| （総合審査） | 委員長 | 教授 | 友利 修 |
| | | 教授 | 近藤 伸子 |
| | | 教授 | 中田 朱美 |
| | | 教授 | 河原 忠之 |
| | | 准教授 | 瀧川 淳 |
| （演奏審査） | 委員長 | 教授 | 友利 修 |
| | | 教授 | 近藤 伸子 |
| | | 教授 | 河原 忠之 |
| | | 教授 | 久元 祐子 |
| （論文審査） | 委員長 | 教授 | 若林 顕（国立音楽大学招聘教授） |
| | | 教授 | 友利 修 |
| | | 教授 | 近藤 伸子 |
| | | 准教授 | 瀧川 淳 |
| | | 准教授 | 中田 朱美 |
| | | | 稲田 隆之（武蔵野音楽大学教授） |

審査結果の要旨

審査所見

学位審査委員会は、申請者加畑奈美の学位審査修了リサイタルならびに学位申請論文に関して厳正な審査を行った。演奏審査は2022年2月28日午前、国立音楽大学講堂小ホールにおいて、論文審査は同日午後、ホール併設スタジオにおいて、いずれも公開で行われた。以下、記述の都合上、1. 論文審査、2. 演奏審査、3. 総合審査の順番で各所見を記す。

1. 論文審査

提出された論文のタイトルは、「ベートーヴェンのピアノ・ソナタ Op.106 の伝承・受容におけるロンドン原版の意義 —演奏史とエディション比較を踏まえた考察をもとに—」である。この論文は、ベートーヴェンのピアノ・ソナタ Op.106 に関して、ウィーン原版、ロンドン原版を比較しながら、両版の成立、これまで用いられてきたこの作品の諸版、特に解釈版に基づく演奏の伝統の実態を検証した上で、現在一般的である認識、すなわち、ウィーン原版が唯一正統な資料とされ、ロンドン原版は副次的な資料としてのみ扱われる認識に対し、正面から大胆な問題提起を行うものである。申請者は、ロンドン原版を積極的に再評価する立場から、この版の、作曲家の意図の伝達についての真正性を再評価し、演奏史におけるその影響の重要性を明らかにする

だけでなく、この版のヴァリエーションとしての独自の意義を提唱し、この最後の点は、後述する演奏審査のプログラムに反映されている。

この立場に動機付けられた意欲的な取り組みが、論文に大きな独自性を与えている。特に現在に至るまでの諸版の詳細かつ徹底的な比較検証によって、この作品の受容史においてロンドン原版の内容が混在するかたちで各種原典版・演奏解釈版が編纂されてきた状況を具体的に逐一明らかに示したことは、これまで先行研究でも行われておらず、学術的に高い意義が認められる。

その一方で、この、ロンドン原版の再評価の意欲は、特にロンドン版における作者の意図に即しての真正性における再評価の目論見の中で、方法論・手続き上の厳密の顧慮の不徹底さを生んでいる。両原版の成立について本論が示す事実からは、ロンドン原版のウィーン原版からの差異は、ベートーヴェンの直接的な関与よりも、むしろ、弟子のリースの関与に起因するという結論も、むしろより強く導き出せるものであり、この部分での申請者の考察は十分ではない。また、ロンドン筆写譜がウィーン筆写譜よりも自筆譜に近いことで作曲者の意向がより良く反映されているとする立場は、楽譜の真正性の評価をめぐる、「当初の構想」、「作者の意図」、「(最終)決定稿」、成立した楽譜との複雑な関係についての考察にあたっては、単純化されている嫌いがある。

とはいえ、その成立の根拠は別としても、ロンドン原版が、演奏史・受容史の中でヴァリエーションとして機能してきたことは、申請者が示したように今や、明確な事実である。楽譜の真正性についての議論を一旦離れても、この事実について、それを音楽的にどう評価するかについて、演奏解釈に踏み込んで、そして音楽作品というもののあり方についての美学的議論が必要であるし、そしてそのことによって、ロンドン原版の独自の意義の再評価を基礎づけていくことは、論文で得られた成果の内容を豊かにするためのこれからの課題となるだろう。

以上、指摘すべき点はあるが、博士の学位審査の論文として、独自性、その綿密な作業において、極めて高い水準にある。

2. 演奏審査

演奏審査は、2021 年度博士後期課程《修了リサイタル》として次の曲目から成る公開リサイタルを対象として行われた。

L.v. ベートーヴェン Ludwig van Beethoven

ピアノ・ソナタ 第 29 番 変ロ長調 作品 106 《ハンマークラヴィーア》(第 1 部)

Sonate für Klavier Nr. 29 B-dur Op. 106 "Hammerklavier" (Teil 1)

I. Allegro

II. Adagio sostenuto

III. Scherzo

ピアノ・ソナタ 第 29 番 変ロ長調 作品 106 《ハンマークラヴィーア》(第 2 部)

Sonate für Klavier Nr. 29 B-dur Op. 106 "Hammerklavier" (Teil 2)

Largo-Allegro risoluto

プログラムは、ベートーヴェンのピアノ・ソナタ 第 29 番 変ロ長調 作品 106 《ハンマークラヴィーア》を唯一の演目として、その全曲から成るものだが、その上演の形式は、学位申請論文「ベートーヴェンのピアノ・ソナタ Op.106 の伝承・受容におけるロンドン原版の意義―演奏史とエディション比較を踏まえた考察をもとに―」の内容と不可分の関係にある。すなわち、申請者が論文においてその独自の意義を提唱する、同曲のロンドン原版に全面的に依拠した演奏を提示したものとなっている。

この楽譜の選択は、音の「読み」の違いに現れるだけでなく、その大胆な結果が、楽章の順番、そしてプログラミングで示された作品の紹介の仕方に示されている。

この作品の演奏で通常採用されている、ウィーン原版あるいはそれを元にした諸版によれば、同曲の構成は、” I. Allegro - II. Scherzo - III. Adagio sostenuto - IV. Largo-Allegro risoluto” の 4 楽章から成っている。一方、ロンドン原版では、同曲は” I. Allegro - II. Adagio sostenuto - III. Scherzo” の 3 つの楽章から構成され、ウィーン原版と 2 楽章、3 楽章の Adagio sostenuto と Scherzo の配列が逆になり、かつ、最終楽章の Largo-Allegro risoluto が全く省略されている。

申請者は、ロンドン原版で出版された 3 つの楽章を、この原版の出版時の形に添ってこのピアノ・ソナタの内容として一旦完結したものとして提示する演奏を行った。プログラムでは、これを《ハンマークラヴィーア》(第 1 部)とし、舞台への出入りを挟んで、第 2 部として、ウィーン原版および通常の現行の版の第 4 楽章を、いわば独立した曲として演奏した。これは、この曲の受容の初期において、この楽章がロンドン版では他の 3 楽章と切り離され、独立した作品として出版され、また演奏もされたことがあるという、論文の中でも示された事実に従ったものである。

二つの版についての楽章をめぐるこれらの問題は、申請者が、学位論文の中のこの点に関わる事実を紹介しながら執筆した演奏プログラムで解説しており、この思い切った試みに、ほとんどの聴き手が、驚きとともに、事実としても、聴取の体験としても初めて触れることになったろう。実際に、申請者の調査によれば、ロンドン原版を加味した演奏を行う演奏者による録音でも、楽章構成に至るまで、このような形に従ったものは存在せず、また、審査委員会においても、この楽章構成については知識としては知っていても、実際に演奏会でそれを聴くのは初めてであると異口同音に声が聞かれた。この試みについては、新鮮で面白く発見があったという意見もあれば、やはり違和感があるという感想もあった。ただし、以下に記す演奏についての所見は、この試みについての是非は基本的に切り離されたものであり、この試みが否定的に作用していることがないことは予め注記したい。

まず、これだけの大曲を安定感をもって演奏したことが評価されなければならないだろう。論文とともにこの曲に長い間取り組んできたことの成果が発揮されており、全体的に丁寧によく考え抜かれた演奏であることがはっきりと示されている。1 楽章や 4 楽章での声部分けも注意深く美しく成されていた。

そうした丁寧さはありながら、それが全体の造形に関わる場合には、まだ望むべきところは少なくない。強弱や表情のコントラストと、微妙な使い分け、特にペダリングによるニュアンスの差異の実現に関し、十分でない部分が見られた。フレーズ感が曖昧になり、流れが平板になる嫌いがあるのは、やはりそのことと結びついているだろう。よく考えられたことによる安定感と引き換えに、曲の持つ、凄まじいエネルギーや壮大なドラマの表現に至っていなかったのは、この曲が表現するものを考えていく際に、これからの大きな課題となろうとの指摘も、複数の演奏審査委員から成された。

以上のように、望むべきところはあるものの、論文と密接に結びつきながら、この難曲を深い思慮を持って、高い水準で演奏したことは、博士の学位に相応しいものである。

3. 総合審査

演奏審査、論文審査ともに高い評価が示された。特筆すべきは、その個々の評価に加え、研究にしても演奏にしてもすでに多くの先人が取り組んでいる対象に、自己の確信に基づいて、二つの領域を結びつけながら正面から勇気を持って取り組み、一定の成果をあげていることである。また、申請者が在籍中に発表した個別の論文、演奏活動、また教育的な貢献を総合的に判断し、申請者に「博士（音楽）」の学位を授与することが相応しいと、審査委員会は判断する。